

「飯綱町議会だより」表紙写真公募要領

1 目的

町民に開かれた議会を目指し、議会への関心を高めるため「飯綱町議会だより」の表紙の写真を公募します。

2 募集内容

飯綱町内で撮影した四季折々の行事や風景など「飯綱町議会だより」の表紙にふさわしい写真で、次のいずれにも当てはまるものを募集します。

①応募者本人が飯綱町内において、概ね1年以内に撮影したもの。

②未発表のもの

③A4判全面で掲載するため、高画質のデジタルデータで提供できるもの。

④人物が特定できる場合は、被写体の承諾を受けたもの。

※被写体が中学生以下の場合は、保護者の承諾を受けてください。

※イベント等で多数の被写体が撮影されている場合は、個人特定性の低い風景写真と見なし、この限りではありません。

⑤A4判全面掲載により、タテ向き撮影のもの。

※上部に「飯綱町議会だより」のタイトルが入るので、上部にスペースを設けることを、特に注意してください。

3 応募資格

不問とします。どなたでも、何点でも御応募できます。

4 応募期間

年間を通して随時応募を受け付けますが、各号ごとの審査対象は次の期日までに応募のあった写真とします。

①4月下旬発行号・・・ 3月31日までの受付

②7月下旬発行号・・・ 6月30日までの受付

③10月下旬発行号・・・ 9月30日までの受付

④1月下旬発行号・・・ 12月27日までの受付

5 応募方法

必要事項（応募者の氏名・電話番号・撮影年月・撮影場所・写真の説明など）を記入した別紙応募用紙と応募写真をCDまたはDVDに保存し、飯綱町議会事務局へ応募してください。

なお、CD等は返却できませんので予めご承知ください。

また、USBメモリやSDカードなど、返却が必要な媒体での応募は受け付けられません。

6 募集方法

町議会ホームページに公募要領等を掲載します。

7 審 査

- ①審査の対象は、各号ごとの締切日より起算して過去1年以内に応募を受け付けた写真とします。そのため、採用に至らなかった写真は次回号以降に繰り越して再度審査いたします。
- ②議会報編集調査特別委員会で応募写真を審査します。なお、審査に関するお問い合わせには応じられません。
- ③写真が採用されることとなった場合、応募者に対し被写体の承諾について確認いたします。承諾を得られない場合には採用は無効となります。

8 審査基準

- ①議会広報にふさわしい写真か
- ②シャッターチャンスをとらえているか
- ③撮影場所や被写体に工夫がされているか

9 掲 載

- ①議会報編集調査特別委員会で選出された写真を「飯綱町議会だより」の表紙に採用し、応募者（撮影者）の氏名、撮影場所等を掲載します。ただし、氏名の掲載を希望しない場合はこの限りではありません。また、別紙応募用紙に記入されている写真の説明を掲載することもあります。
- ②表紙としては採用されなかった応募写真も、表紙以外の箇所に掲載することもあります。
- ③写真を掲載した「飯綱町議会だより」は、町内全戸等に配布する他、町議会ホームページでも公開します。

10 応募上の注意

- ①応募写真に関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、その責任及び解決はすべて応募者に帰属するものとします。
- ②応募写真は、無償で飯綱町議会が使用することに許諾したものとします。
- ③応募写真の著作権は撮影者本人に帰属しますが、応募してから1年間は、他媒体での発表を行わないでください。
- ④「飯綱町議会だより」はA4判縦型であり、採用された写真は、必要によりトリミング処理等を行うことや、複数を組み合わせて掲載することがあります。
- ⑤記念品等はありませんので御承知ください。

11 問い合わせ

飯綱町議会事務局

住 所：飯綱町大字牟礼 2795-1

電 話：026-253-4761（直通）

メール：gikai@town.iizuna.nagano.jp